**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金十二億一千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.takanosogo.com/koukoku/0000001/mP25/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区円山町二〇番一号

新大宗特定目的会社

代表取締役　八木　浩史

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二七億三、〇四五万円減少し、金一、〇九〇万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十八日付官報の号外第三十四号五十一頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ

税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　出澤　貴人

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三十八億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

トキワ特定目的会社

取締役　菊地　耕平

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金九億五千百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金九億五千百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年二月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二億千六百三十万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/uitatsumi

令和八年二月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｔａｔｓｕｍｉ特定目的会社

取締役　金谷　正文

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額十五億千四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**訂正公告**

令和八年二月十八日（号外第三十四号）掲載の左記会社に係る資本金の額の減少公告中、「代表取締役　鶴山　修司」とあるは「代表取締役　松本　昌一」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日

茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地九番一〇

株式会社ＡＥＳＣ茨城

代表取締役　松本　昌一

**訂正公告**

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の株式会社立実家に係る決算公告中、住所中「㟁田㠯」とあるは「㟁田㠯」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日

扱　店

**取消公告**

令和八年二月六日（号外第二七号）掲載のＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は取消します。

令和八年二月二十六日

愛知県名古屋市中区栄二―四―一八

ＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社

代表取締役　伊東　要

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三 | 改正前欄 二 | | の継目無管 | 継目無管 |

令和七年十一月七日（号外第二百四十六号）厚生労働省告示第二百九十一号（ボイラー構造規格等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五ページ第二条表中改正後欄一行目の前に次を加える。

目次

第一編　第一種圧力容器構造規格

第一章・第二章　（略）

第三章　工作及び水圧試験

第一節　工作（第三十九条―第六十二条）

第二節　（略）

第四章・第五章　（略）

第二編　（略）

附則

同ページ第二条表中改正前欄一行目の前に次を加える。

目次

第一章　小型ボイラー構造規格

第一節・第二節　（略）

第三節　工作及び水圧試験（第十八条―第二十三条）

第四節・第五節　（略）

第二章　小型圧力容器構造規格（第三十三条―第四十一条）

附則

一六　改正前欄備考項中終りから二　ネーバル黄銅　ネーバル黄銅板

令和七年十一月十日（号外第二百四十七号）厚生労働省告示第二百九十二号（医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品）

（原稿誤り）

一下　終りから一五　薬効分類が同表の投与形態　薬効分類が同表の薬効分類